専門委員会設置規程

第１条　（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）の法人運営並びに事業推進を円滑に行うための専門委員会の設置に関し必要な事項について定める。

第２条　（組織）

１　専門委員会は、当協会業務執行（組織・職位）に関する基本規程第３条に定める基本組織の各部における業務企画、運営を行う業務組織とする

２　専門委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

３　当協会の各部に設置する専門委員会、各部を管掌する理事及び各専門委員会が所掌する業務については、業務分掌規程　別表２に掲げるとおりとする。

第３条　（委員の選任）

１　委員は、各部を管掌する業務執行理事が選任し、稟議手続きを経て委嘱される。

２　委員長は、各部を管掌する業務執行理事が委員の中から任命する。

３　会長は、委員に当協会の定款又はこれに付随する諸規程に違反する行為等があった場合、当該委員を解任することができる。

第４条　（委員の任期）

委員の任期は、委員に委嘱された日の属する事業年度に選任されている当協会理事の任期満了日までとする。ただし、再任を妨げない。

第５条（委員の退任）

委員が任期満了前に自己の都合等で退任する場合は、委員は退任１か月前までに当該専門委員会を管掌する理事に、退任届を提出する。

当該専門委員会を管掌する理事は退任届をもって各本部長経由会長に報告するとともに総務担当理事に速やかに連絡することとする。

第６条（会議）

１　専門委員会の会議は、それぞれの委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

第７条（補則）

１　本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項については、総務担当理事が別に稟議手続きを経て定める。

２　本規程を改廃する場合は、稟議手続きをもって行うものとする。

附則

附則１（制定）

本規程は、平成２７年３月２１日より実施する。

附則２（改正）

この規程は、平成２９年５月２０日より改正実施する。

附則３（改正）

この規程は、平成３１年３月２１日より改正実施する。

附則４（改正）

この規程は、令和２年３月２２日より改正実施する。

附則５（改正）

この規程は、２０２１年７月１日より改正実施する。

附則６（改正）

この規程は、２０２２年４月１日より改正実施する。

附則７（改正）

この規程は、２０２２年５月８日より改正実施する。

附則８（改正）

この規程は、２０２４年８月１日より改正実施する

附則９（改正）

この規程は、２０２４年８月１０日より改正実施する。

附則１０（改正）

この規程は、２０２４年１１月１１日より改正実施する。

附則１１（改正）

この規程は、遡及して、２０２４年１１月１日より改正実施する。